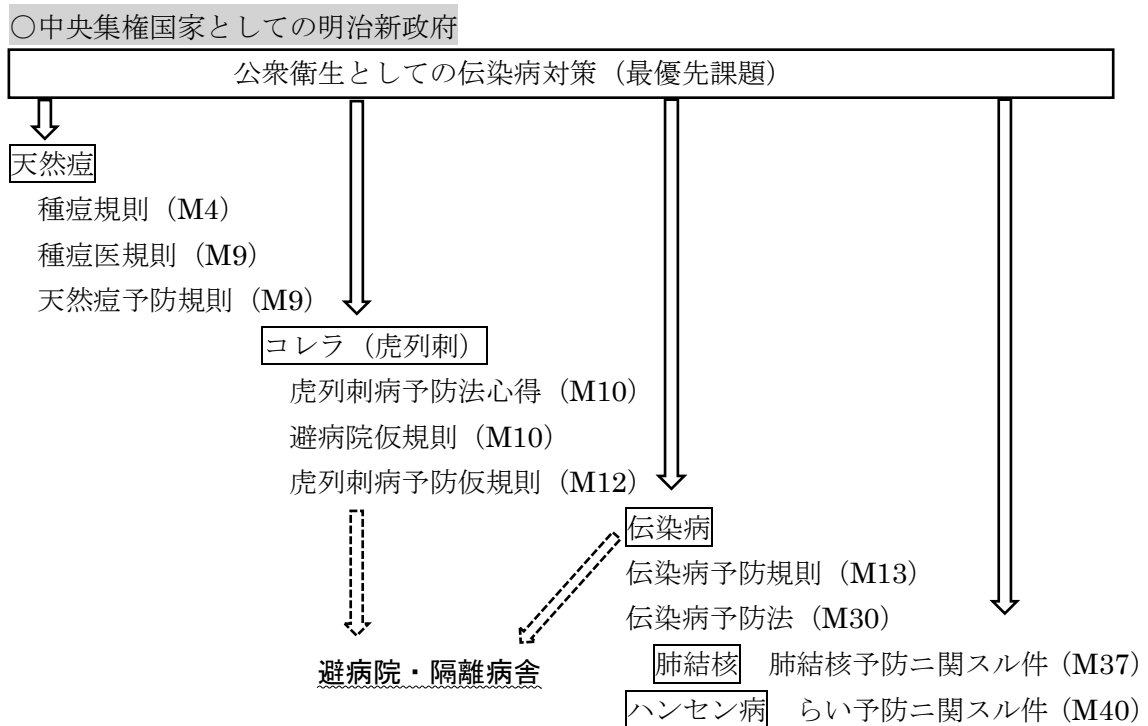


近代倉敷の感染症対策

～倉敷の避病院・隔離病舎の設置から消失まで～

日時：令和5年11月5日 於：ライフパーク倉敷
岡山県立博物館学芸員 岡山大学医学部医学資料室
木下 浩



○避病院・隔離病舎の設置について

初出「**虎列刺病予防法心得**」（明治10(1877)年、内務省達乙第89号）

第3条 湊口ニ於イテ離島或ハ人家隔絶ノ地ヲ撰ヒ臨時**避病院**ヲ設ケ入港船舶ノ「虎列刺」患者ヲ入ルルニ供シ或ハ便宜ニ從ヒ該地方ニテ此病ニ罹リタルモノモ入院セシムルコトアルヘシ

但シ避病院ハ其構造極メテ輕易ヲ主トシ 3棟ヲ建ルカ或ハ1棟ニシテ三室ニ区画シ軽症重症恢復期ノ患者ヲ分チ置クヘシ

第4条 避病院ニハ黄色ノ布ニQ字ヲ黒記セシメタル標旗ヲ建テ其ノ境界ニハ制止榜ヲ立テ厳シク外人ノ交通ヲ絶ツヘシ（後略）

第16条 委員ハ「虎列刺」病者アル家宅船舶ノ門戸入口ニ著シク「虎列刺」伝染病アリノ数字ヲ記シテ之ヲ貼付シ成丈ケ無用ノ人ノ交通ヲ絶ツヘシ

「**伝染病予防規則**」(明治 13(1880)年、太政官布告第 34 号)

総則

- 第 1 条 此規則ニ称スル伝染病トハ虎列刺、腸室扶私、赤痢、實布埵利亞、発疹室扶私及ヒ痘瘡ノ六病ヲ云フ
但六病ノ外流行病アリテ其勢盛ナルノ兆アルトキハ地方長官ハ内務省ニ具申シ予防法ヲ施行スヘシ
- 第 6 条 虎列刺、腸室扶私、赤痢、発疹室扶私、痘瘡ノ流行ニ際シ地方長官ニ於テ予防ノ為避病院ヲ要スヘキコト認ムルトキハ内務卿ニ具状シテ之ヲ設ケルコトヲ得
但人民協議ヲ以テ避病院ヲ設クルハ地方長官ノ許可ヲ請フヘシ
- 第 7 条 医師並ニ衛生委員ニ於テ伝染病者ノ看護行届カス若クハ病毒ノ伝播ヲ防キ難シト認ムル者ハ避病院ニ入ラシムヘシ
- 第 8 条 掛リ官吏ハ伝染病者アル家ニハ其病名ヲ書シテ門戸ニ貼付シ要用ノ外他人ト交通ヲ絶タシムヘシ
但患者治癒死亡又ハ避病院ニ入りタル後相当ノ消毒法ヲ行ハサルノ間ハ仍ホ本條ヲ遵守セシムヘシ

「**市町村ニ設置スヘキ避病院設備標準**」(明治 28(1895)年 4 月、内務省訓令第 4 号)

市町村ニ設置スヘキ避病院設備標準左ノ通定ム

- 一 避病院ハ消毒法充分ナルトキハ病毒ヲ伝播スルノ虞ナキヲ以テ其建設地ハカメテ患者運搬ノ便利ヲ図リ道路險悪交通不便ノ地ヲ避クヘシ
- 一 避病院ハ左ノ建物ヲ設クヘシ
 - 一 重症患者室 若干棟
 - 一 軽症患者室 若干棟
 - 一 快復期患者室 一棟 以上ノ建物ニハ格別ニ厠ヲ設ケ且快復期患者室ニハ浴室ヲ備フヘシ
 - 一 医員其他事務員詰所調剤所看護人室及炊事場等 一棟 但浴室厠ヲ備フヘシ
 - 一 消毒所 一箇所 但洗濯所ノ附属ヲ要ス
 - 一 屍室 一箇所
 - 一 汚物置場及焼却所 一箇所
 - 一 物置 一箇所
- 町村ニ於テハ其状況ニヨリ重症患者室軽症患者室快復期患者室ヲ同一建物中ニ区画シテ設クルコトヲ得
- 一 病室ノ広サハ患者一人ニ付凡一坪半ノ割合ヲ以テ造ルヘシ

「**伝染病予防法**」(明治 30(1897)年、法律第 36 号)

- 第 1 条 此ノ法律ニ於テ伝染病ト称スルハ虎列刺、赤痢、腸室扶私、痘瘡、発疹室扶私、猩

紅熱、實布埒利亞（格魯布ヲ含ム）及「ペスト」ヲ謂フ

前項ニ掲ケル八病ノ外此ノ法律ニ依リ予防法ノ施行ヲ必要トスル伝染病アルトキハ
主務大臣之ヲ指定ス

第 7 条 伝染病予防上必要ト認ムルトキハ当該吏員ハ伝染病患者ヲ伝染病院又ハ隔離病舎
ニ入ラシムヘシ

健康者ノ隔離ヲ必要ト認ムルトキハ隔離所ニ入ラシムルコトヲ得

第 17 条 市町村ハ地方長官ノ指示ニ従ヒ伝染病院、隔離病舎、隔離所又ハ消毒所ヲ設置ス
ヘシ

伝染病院、隔離病舎、隔離所又ハ消毒所ノ設置及管理ノ方法ハ地方長官之ヲ定ム

第 21 条 左ノ諸費ハ市町村ノ負擔トス

- 一 予防委員ニ関スル諸費
- 二 市町村ニ於テ施行スル清潔方法、消毒方法及種痘ニ関スル諸費
- 三 予防救治ノ為雇入タル医師其ノ他ノ人員予防上必要ナル器具、藥品其ノ他ノ物件ニ
関スル諸費
- 四 伝染病院、隔離病舎、隔離所及消毒所ニ関スル諸費
- 五 予防救治ニ従事シタル者ニ給スヘキ手当、療治料及其ノ遺族ニ給スヘキ救助料、弔祭
料
- 六 第 8 条ニ依レル交通遮断ニ関スル諸費及交通遮断ノ為又ハ一時營業ヲ失ヒ自活シ能
ハサル者ノ生活費
- 七 市町村内ニ於テ発見セル伝染病貧困患者並死者ニ関スル諸費其ノ他市町村ニ於テ施
行スル予防事務ニ関スル諸費

「岡山県伝染病院隔離病舎隔離所及消毒所設置並管理規則」

(明治 30(1897)年 11 月 27 日、岡山県令第 77 号)

第 1 条 伝染病院若クハ隔離病舎、隔離所及消毒所ノ設置ナキ市町村ハ明治 30 年 3 月法律
第 36 号伝染病予防法第 17 条ニ依リ之ヲ設置スヘシ

伝染病院ヲ設置能ハサルノ事情アル町村ハ特ニ許可ヲ得テ隔離病舎ヲ設置スルコト
ヲ得既設又ハ将来設置ノモノニシテ特ニ必要ト認ムルトキハ一市町村ニ二箇所以上
ノ設置ヲ命スルコトアルヘシ

第 7 条 伝染病院建設地ハ乾燥ニシテ成ルヘク地域広潤ニ且ツ患者運搬ニ便利ノ地ヲ選フ
ヘシ

第 8 条 伝染病院ハ左ノ建物ヲ設クヘシ

1. 周囲ニハ高サ六尺以上ノ柵口又ハ口壁ヲ設ケ門戸ニ相当ノ締リヲ施スヘシ
2. 重症患者室 若干棟 軽症患者室 若干棟 快復期患者室 1 棟

右建物ニハ各別ニ廁ヲ設ケ且ツ快復期患者室ニハ浴室ヲ備フヘク、又各室ノ広サハ患
者一人ニ付一坪半以上ノ割合ニシテ造リ、床、側壁ハ板張トシ総テ消毒洗淨ニ便ニシ床
下ハ成ルヘク不滲透質物（石、煉瓦、漆喰敲キノ類）ヲ敷設シ多少ノ傾斜ヲ付シ汚水ノ
流下ニ便ニシ別ニ滲透セサル汚水溜ヲ設ケ之レニ入ルノ施設ヲ為スヘシ

町村ニ於テハ其ノ状況ニ依リ重症患者室軽症患者室ヲ同一建物中ニ区画シテ設クルコ

トヲ得

3. 医員事務員詰所、調剤所、看護人室及炊事場等 1棟 但シ浴室、廁ヲ備フヘシ
4. 消毒所 一ヶ所
5. 屍室 一ヶ所 側壁ハ板張、床ハ漆喰敲キ又ハ板張ト為スヘシ
6. 汚物置場及焼却所 一ヶ所 地盤側壁等ノ構造ハ消毒所ノ例ニ依ルヘシ
7. 物置場 一ヶ所
8. 井戸

○倉敷での避病院・隔離病舎の設置

例、玉島村（町）

明治 27 年 8 月→村会で議論「患家赤貧自宅療養ヲ為願ハサル入院セシムル避病院必要」

明治 29 年 9 月→臨時元玉島監獄支署敷地ヲ拝借ス

明治 32 年 5 月 8 日伝染病院建築着手 7 月 25 日竣工

建築費 およそ 2,999 円 81 銭（玉島町歳出全体 9,164 円 47 銭の約 33%）

建物の内訳 快復期患者室

軽病及び重病患者室

消毒所

浴場及び便所

汚物置場

事務所 合計 151.6 坪

明治 35 年 9 月→玉島村・乙島村・柏崎村合併

玉島伝染病院（大字玉島／大字乙島） 4,431 歩

乙島隔離病舎（大字乙島） 1,028 歩

柏島伝染病院（大字柏島） 1,901 歩

合併により 4 つの避病院・隔離病舎が存在

この年（M35）伝染病患者 コレラ 8 人（死亡 4）ジフテリア 1 人

腸チフス 2 人 下痢症 1 人（死亡 1）

伝染病院へ収容患者→10 人

例 2、粒江村

明治 33 年県令 97 号により設置の申請

大正 4 年 10 月 1 日工事着手

大正 5 年 2 月 28 日竣工（建築費予算 3,034 円）

「戸数僅カニ 4 5 0 戸ヲ有スル小村ニシテ素ヨリ資力乏シキ」

○明治 28 年の内務省訓令によって避病院の雛形が明示

明治 30 年の伝染病予防法によって避病院・隔離病舎の設置が明示

（岡山では）明治 30 年と明治 33 年の「伝染病院隔離病舎隔離所及消毒所設置並管理規則」
によって各町村に具体的な内容が示される

↓

各町村で避病院・隔離病舎の設置が求められる

設置が進まず多くの問題点（予算の増大・維持費・人員の確保・差別など）

- ★患者が出ないと使わないから常在の医師・職員を置けない
- ★建物を放置していると痛むから修繕費用がかかる
- ★一度患者が発生すると莫大な費用がかかる
- ★患者が発生しても入舎したがない
- ★地理的な問題（設置可否・僻地での偏見）など

↓

予算・運営・維持面で厳しい施設であった（村内の小学校との比較）

例、「明治 32 年度決議書 乙島村役場」の乙島村会議決理由書

「本村ハ明治 31 年中伝染病流行セシ為メ、衛生費ニ於テ經常以外ニ多額ノ支出ヲ要セリ、依テ無止公債ヲ以テ支弁セリ」

○避病院・隔離病舎の終わり

戦後 避病院・隔離病舎の合併（組合化）が進む

例、倉敷市大樹荘

「備南伝染病隔離病舎組合例規集」に設置の主旨

「隔離病舎を統合整備し、完全な施設を持った総合病院に併設」

昭和 27 年 8 月 20 日 組合設置認可

昭和 28 年 4 月 1 日 病舎建設工事着工

昭和 28 年 11 月 25 日 竣工

昭和 29 年 1 月 11 日 開院（309 坪、ベット数 49 床、建設費 1199 万 5831 円）

↓

昭和 29 年 3 月 4 日 藤戸隔離病舎の廃止申請（8 月 19 日認承）

昭和 31 年 10 月 福田・粒江・豊洲隔離病舎の廃止 など

市町村別入院患者数調（S38.12.31現在）										
	赤痢	疫痢	腸チフス	バラチフス	ジフテリア	猩紅熱	日本脳炎	計	39年度分担金	歩合
倉敷市	155	3	10		25	33	20	246	1,468,658	63.74%
吉備町	10	1					1	12	96,789	4.20%
庄村								0	76,279	3.31%
茶屋町	2				1	3		6	91,489	3.97%
早島町	3					2		5	98,402	4.27%
妹尾町	12					1		13	114,534	4.97%
児島市	2				1		3	6	71,670	3.11%
灘崎町	2				1	1		4	93,102	4.04%
興除村	1					1		2	89,645	3.89%
藤田村								0	63,834	2.77%
福田村								0	40,098	1.74%
管外	2		1			3	12	18		
計	189	4	11	0	28	44	36	312	2,304,500	100.00%
（備南伝染病隔離病舎組合議決議事日程より一部改正）								（人口は35年国勢調査による）		